

「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護サービス」重要事項説明書

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	7
8. サービス実施の記録について	8
9. 虐待の防止について	8
10. ハラスメントについて	8
11. 守秘義務について	8
12. 事故発生時、緊急時の対応	9
13. 損害賠償保険への加入	8
14. 苦情等の受付について	9

社会福祉法人 東栄町社会福祉協議会
東栄町社会福祉協議会訪問介護事業所
当事業所は障害者自立支援法の登録を受けています。
(東栄町 第 2345400010 号)

1 事業者

名 称	社会福祉法人 東栄町社会福祉協議会
所在地	愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字大沼 1 番地 1
電話番号	0 5 3 6 - 7 6 - 1 7 4 0
代表者氏名	会 長 初 澤 宣 亮
設立年月	平成 元年 4 月 1 日

2 事業所の概要

事業所の種類	基準該当登録事業所 平成29年10月1日東栄町登録第2345400010号
事業の目的	社会福祉法人東栄町社会福祉協議会が開設する東栄町社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規程する居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。
事業所の名称	東栄町社会福祉協議会 訪問介護事業所
事業所の所在地	愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字大沼 1 番地 1
電話番号	0 5 3 6 - 7 6 - 1 7 4 0
管理者氏名	岡 田 ゆう子 (専任・兼任)
事業所の運営方針について	① 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。 ② 事業所の従業者は利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。 ③ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、東栄町、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
開設年月	平成29年 10月 1日
事業所が行なっている他の業務	【東栄町基準訪問介護】 平成28年10月1日指定 東栄町23863000038号 【東栄町基準予防訪問介護】 平成28年10月1日指定 東栄町23863000038号 【東栄町基準第1号訪問事業（訪問型サービス）】 平成29年 4月1日指定 東栄町23863000038号

3 事業実施地域

北設楽郡東栄町全域

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日の平日（但し12月29日から1月3日までは除く）
受付時間	月曜日～金曜日の平日 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

5 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、基準を遵守しています。

○管理者 1名（常勤職員、基準訪問介護事業所兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

○サービス提供責任者 介護福祉士 1名（常勤職員、基準訪問介護事業所兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

○従業者（以下「ホームヘルパー」という。）3名以上（基準訪問介護事業所兼務）

従業者は、介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者いずれかの資格を有する者で居宅介護等の提供に当たる。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）、対象者

本事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、東栄町が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

I 居宅介護

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行いません。
- ※ 医療行為はいたしません。
- ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
- 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
- ③通院等のための乗車又は降車の介助
- ④必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

II 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

III 同行援護

- 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
- 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。
- 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

IV 行動援護

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護を行います。
- 外出時における移動中の援護を行います。
- 排せつ・食事等必要となる援助を行います。
- その他行動する際に必要な援助を行います。

〈サービス区分及び対象者〉

I 居宅介護

- ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者 ⑤難病等対象者

II 重度訪問介護

- ①障害支援区分4以上（その他要件あり）

III 同行援護

- ①身体障害者 ②知的障害者

IV 行動援護

- ①知的障害者 ②障害児 ③精神障害者

（２）利用者負担額（契約書第５条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

<２人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

○１人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと２人のホームヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

○介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

<償還払い>

○事業者が介護給付費の代理受領を行わない場合は、介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて東栄町に申請すると介護給付費が支給されます。）

（３）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

②通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

<サービス利用料金>

別紙の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

<利用者負担の減免について>

１ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて４区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	１ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円

低所得	市町村民税非課税世帯		0円	
一般 市町村民税 課税世帯	1	居宅で生活する 障害児	市町村民税所得割額 28万円未満	4,600円
		居宅で生活する 障害者	市町村民税所得割額 16万円未満	9,300円
	2	1に該当しない場合		37,200円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月31日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 現金支払

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：愛知東農協 ・ 豊川信用金庫

ウ. 下記指定口座への振り込み

愛知東農協 東栄支店 普通預金 0007702

(名義) 東栄町社会福祉協議会 訪問介護事業所

豊川信用金庫 東栄支店 普通預金 3261134

(名義) 東栄町社会福祉協議会 訪問介護事業所

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出していただく。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合には取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

③東栄町が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ① サービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します
- ② 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、事業所相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーはサービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ 利用者の同居家族等に対するサービスの提供⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）⑥ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8 サービス実施の記録について(契約書第8条参照)

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び東栄町社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9 虐待の防止について(契約書第8条参照)

本事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、ホームヘルパーに対し、研修を実施する等の措置を講じます。

10 ハラスメントについて

本事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

11 守秘義務について(契約書第8条参照)

本事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

12 事故発生時、緊急時の対応(契約書第14条参照)

ホームヘルパーは、居宅介護の提供をおこなっているときに、利用者に病状等の急変その他緊急事態が生じたときには速やかに親族、消防署、主治医、東栄町等に連絡調整します。

13 損害賠償保険への加入(契約書第9条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名 社協の保険

補償の概要 居宅介護等の業務遂行に起因して生ずる利用者・第三者に対する賠償責任を負担する。

1 4 苦情等の受付について（契約書第 1 5 条参照）

（1）事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（事業所相談窓口）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○事業所相談窓口＜苦情受付窓口＞ 東栄町社会福祉協議会

○受付時間 月曜日 ～ 金曜日 8：30 ～ 17：15

＜苦情解決責任者 管理者 岡田 ゆう子＞

（2）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連絡先
長 野 好 孝	電話番号 76-1773
石 田 えり子	電話番号 76-1456

（3）行政機関その他苦情受付機関

東栄町役場 住民福祉課 社会福祉係	所在地 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字大沼 1 番地 11 電話番号・FAX 0536-76-1815 / 0536-76-1725 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 愛知県名古屋市東区白壁 1 丁目 5 0 番地 電話番号・FAX 052-212-5515 / 052-212-5514 受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

居宅介護等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 所在地 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字大沼 1 番地 1
法人名 社会福祉法人東栄町社会福祉協議会
代表者 会長 初澤 宣亮

事業所名 東栄町社会福祉協議会 訪問介護事業所
説明者氏名 サービス提供責任者 中 野 幸 枝 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、基準該当訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 愛知県北設楽郡東栄町大字

氏名 印

家族代表 住所
氏名

印

氏名 印

代筆者 住所

(続柄) 氏名 印